議案第１３４号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により、さいたま簡易裁判所令和〇年（〇）第〇号損害賠償請求調停事件に関し下記のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

令和３年９月１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　損害賠償額　６，０００，０００円

２　当　事　者　申立人　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

相手方　さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号

さいたま市

代表者　市長　清水　勇人

３　事件の概要　平成２８年５月３０日さいたま市立病院において、左経尿道的尿管結石砕石術を施行した後、申立人の腎機能に低下が生じたのは、当該病院が適切な処置を採らなかったことが原因であるとして、その損害の賠償を申立人が求めたもの